

実務担当者会議議事録

日 時：平成 11 年 6 月 9 日 15:30~17:00

場 所：千葉大学けやき会館・会議室

実務担当者会議には約 40 名の出席者のもと、以下の議題について話し合われた。

1) 菌株の取得・分譲に関する問題

(財)発酵研究所 (IFO) の中桐氏から、カルチャーコレクション (CC) 間における菌株交換の際等価交換 (one-for-one) の原則を厳しく申し入れられた事例が報告された。今回のケースは、IFO が ATCC に対し 4 菌株の分譲を CC 間の菌株交換の条件で要求したのに対し、ATCC は 2 菌株要求してきた。当初 ATCC は IFO に対し、等価交換のポリシーから必要な 2 菌株を選択するように求めてきたが、IFO は年間または全体を通じて等価交換にすべきと主張した。結果的にはこの主張が通ったが、海外 CC との菌株交換が難しくなってくるのが予想される。

この対応策として、

- (1) 相手の CC が欲しがるとなると独自の高い菌株を各 CC は持たなければならないこと。
- (2) 当学会や日本の CC は、日本の微生物研究者に対し独自の高い菌株を日本として保有する必要があることを広く知らしめ、日本の微生物研究者が分離した菌株は積極的に日本の CC に寄託するよう宣伝しなければならないことなどが話し合われた。

2) 基準株 (type strain) の寄託と分譲について

理化学研究所微生物系統保存施設 (JCM) の伊藤氏から、基準株でも分譲制限が施されている事例が報告された。

- (1) JCM から DSMZ に古細菌の承認株 (*Metallophaera*) の分譲を依頼したところ、DSMZ から「分譲には寄託者の許可が必要」との返事がきた。寄託者に分譲承認を求める手紙を書いたが返答はなかった。これは実質上の分譲拒否と考えられる。

- (2) *Thermococcus* の基準株を原著者に要求したが特許株のため分譲を断られた。

特許株を基準株あるいは承認株に指定することについては、すでに Labeda (NRRL) が指定しないように警告している。特許株の取り扱いに関して、Tindall (DSMZ) は国際細菌命名規約の一部改訂を提言した論文を投稿したとのことである (*Int. J. Syst. Bacteriol.* 49:1317-1319 (1999) に掲載されている)。

3) 分譲形態について

菌株の分譲には乾燥標品 (アンプル) での分譲が一般的であるが、最近、生菌や培養菌体、DNA での分譲要求が出始めた。CC ではどの程度までサービスするのか討論した。

生育困難な菌 (古細菌、微細藻類)、アンプルでの保存が難しい菌や病原菌などは生菌で送付していた。培養菌体、DNA での分譲は現時点では対応できないという意見が多かった。

4) クレームの種類

分譲した菌株におけるクレームには以下の事例が多かった。

- (1) 菌株再生不可の事例：L-乾燥または凍結乾燥標品 (アンプル) を送付した場合生じる。一般的な対策として、保存機関が指定したとおりの培養基を用い処理を行ったかを聞くと同時に、実際の処理方法を助言したあとアンプルを再送付する。それでもだめなときは生菌を送付する。この場合有料にすることもある。
- (2) コンタミネーションの問題：解決策なし。送付先の技術的な面をあらかじめ把握しておくこととそれに対応した処置が執れるのではないかと意見があった。

以上

次年度からの世話人代表として恵良田真由美氏 (国立環境研) が指名された。

(波多野和徳)